

(2013年1月4日現在)

1. 商品名	一般財産形成預金
2. ご利用いただける方	当行と財形貯蓄契約を締結している企業等に勤務されている方
3. お預入れ期間	3年以上の期間にわたって年1回以上定期的にお預入れいただきます。
4. お預入れ	
(1) お預入れ方法	・給与または賞与からの天引きで定期的にお預入れいただきます。 ・お預入れ分は、お預入れの都度、1口ごとに期日指定定期預金（最長預入期限3年、据置期間1年）として運用し、満期日に自動継続されます。
(2) お預入れ金額	1口1円以上
(3) お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	預入日（継続日）の1年後の応答日から、最長預入期限までの間で指定した満期日以後に、当該預入分の全部または一部を以下の方法で利息とともに払戻しいたします。 (1) 払戻し金額（全額または一部）をご指定 (2) 特定のお預入れ分をご指定 ※満期日のご指定がない場合は最長預入期限が満期日となります。 ※一部解約は1万円以上1円単位となります。（ただし、特定のお預入れ分を指定して払戻す場合で、当該指定分が1万円未満の場合はその全額を払戻しいたします。）
6. 利息	
(1) 適用金利	各預入時または継続時の期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用いたします。
(2) 利払頻度	各個別預金の満期日に元金に組み入れます。
(3) 計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、1年複利の方法により計算いたします。
7. 税金	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※マル優、マル財のお取扱いはできません。 ※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。
8. 付加できる特約事項	—
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	期日指定定期預金の取扱いに準じます。
11. 金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	・事業主さまと当行との契約、および従業員さまと事業主さまとの契約が必要となります。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772